

琉球国中山王尚育より福建布政使司あて、道光二十二年の進貢二号船及び福州出港の琉球難民船の行方探索に付き要請する旨の咨文（道光二十三年《一八四三》、□、□）

琉球国中山王尚（育）、二号貢船併びに飄風難民の船隻を探問する事の為にす。

案照するに、本爵、業に道光二十二年秋に於て貢使の向紹元・魏恭儉等を遣わし、表章・方物を齎捧せしめ、海船二隻に坐駕して前みて閩省へ赴かしむ。経に本爵、咨もて貴司より両院に転詳して具題せしめ、貢使を將て起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしむるを請うの外、所有の原船二隻は仍お早く遣り回さるるを賜らんことを乞う等の因、案に在り。

再び査するに、本年五月二十九日、閩より回るの頭号貢船の都通事の蔡士俊等の口称に拠るに、「一切かに、俊等、坐する所の船隻は、本年五月二十四日に於て、二号貢船併びに飄風難民の船隻と同一に、五虎門に在りて一斉に開洋し、駛して半洋に到るに、風伯屢々転じ、各船分散す」等の語あり。

茲に査するに、該船二隻は夏を過ぎ秋に至るも尚お未だ歸るを見ず。恐らくは或いは駕回せんとして閩地にて風に阻まるるか、抑も或いは本国属島に飄入するか、均しく未だ定むべからず。統て貴司、仰いで皇上の遠人を懐柔するの至意を体し、代わりて査

訪を為さんことを祈る。若し或いは閩省に阻滞せらるれば、遣発して回国せしむるを賜らんことを乞う。望むこと切なり。此れが為に備に貴司に咨す。煩為わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十三年（一八四三） 月 日

注（1）探問 尋ねる。聞く。

（2）両院 閩浙総督と福建巡撫。

（3）五虎門 福州閩江河口の五つの岩。船舶が閩江と外海を往来する際の目印となった。

（4）開洋 開は離れる。岸を離れて海洋へ出る。出航する。

（5）風伯 風神。風の神。

（6）阻滞 阻まれて滞留する。

琉球国中山王尚育より關係当局あて、道光二十三年の接貢船の福州行き便宜を図られたき旨要請する執照

（道光二十三年《一八四三》カ）

琉球国中山王尚（育）、恭しく勅書を迎え併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に道光二十二年秋に耳目官の向紹元・

正議大夫の魏恭儉等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢せしめ、業経に福建等处承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に国に還るの期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事の蔡世彦等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領せしめ、海船一隻に坐駕し、前みて福建へ至り、恭しく皇上の勅書・欽賞の幣帛を迎え、併びに京より回るの使臣向紹元・魏恭儉・梁必達を接り、閩に在るの存留通事の金邦俊等と与に国に還らしめんとす。但だ差わす所の員役、文憑無くして以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に〔以下、欠落〕

注(一) 欽賞 皇帝から下賜されること。